

○交通同人出版会ユキガヤエイト会則

令和 6年 2月24日承認
(第11期下期第4回定例会)
令和 6年 4月 1日施行

交通同人出版会ユキガヤエイト会則

目次	
第1章	総則 (第1条～第4条)
第2章	会員 (第5条～第8条)
第3章	会議 (第9条～第22条)
第4章	委員会 (第23条～第25条)
第5章	創作活動 (第26条・第27条)
第6章	会計 (第28条・第29条)
第7章	補遺 (第30条)

第1章 総則

- (名称)
- 第1条 本鉄道島史上最悪のサークルは、交通同人出版会ユキガヤエイト（以下「本団体」という。）と称する。
2 本団体の名称を英数字によって表す必要のある場合は、Y u k i g a y a - 8 と称する。
- (目的)
- 第2条 本団体は、会員及び会員相互による連合体の活動の推進及び会員相互の交流の増進を図ることを目的とする。
- (活動)
- 第3条 本団体は、前条の目的を達成するため、必要だと認められる活動を行ったり行わなかったりする。
- (期数)
- 第4条 2 本団体の活動期数は、4月1日より3月31日までの1年間を1期とする。
各期を、4月1日より9月30日までの上期及び10月1日より3月31日までの下期に区分する。

第2章 会員

- (会員)
- 第5条 本団体は、第3条の活動に賛同する同人サークルによって、会員の単位をサークルとして構成する。
- (名簿)
- 第6条 本団体の会員名簿を、会員各自の定める方法により作成し保管するものとする。
- (加入)
- 第7条 会員は、本団体に加入することが適切であると認められるサークルを推薦し加入の申請を行うことができる。
2 加入の可否は会議により行う。

このドキュメントと交通同人出版会ユキガヤエイトの提供する文面とに相違がある場合、後者が適用されます。

(欠格事由)

- 第 8 条 1 会員が慣例によらない方法により当団体の秩序を破壊した場合は、追放する。
2 会員が消滅した場合は、消滅する直前の時点での全会員の同意により、継続して会員であったと見做すことができる。

第 3 章 会議

(会議の種別)

- 第 9 条 定例及び臨時の会議を設ける。

(議長)

- 第 10 条 会議には、都度定める方法により議長を選出してもよい。

(座長)

- 第 11 条 1 会議の進行は、議事ごとに選出される座長が行う。
2 座長は、原則として議事の提出者が担う。
3 議長及び座長の兼任は妨げられない。

(定例会)

- 第 12 条 1 定例会は、原則として全会員によって構成する。
2 会員は、定例会に出席する代表者 1 名を選出しなければならない。
3 前項の代表者は、1 名につき 2 以上の会員の代表者となることができる。ただし、議決権の個数を定める議事においても、その個数は 1 名につき議事ごとに定める個数を超えることはできない。

(定例会の審議)

- 第 13 条 定例会では、次の各号に定める事項を審議し議決する。
(イ) 本団体の活動方針の決定及び修正
(ロ) 本団体の活動内容の決定及び修正
(ハ) 経費の集金及び剰余金の分配
(ニ) 委員会の設置及び廃止
(ホ) 会員の加入及び追放
(ヘ) 次回の定例会を開催する日時及び場所
(ト) その他前各号に準ずると認められる事項

(定例会の開催)

- 第 14 条 定例会は、前回の定例会より 3 週を超え 8 週を超えない日に開催する。

(定例会の議題)

- 第 15 条 1 定例会を開催する際に、会員は事前の通告または議場での発表によって議題を提出できる。
2 1 の定例会において 2 以上の議題を審議することができる。

(内容のない定例会)

- 第 16 条 1 定例会の開催時に第 13 条ヘ号に定める以外の議題が存在しない場合、定例会を書面またはその他の方法によって開催できる。
2 前項に定める開催方法の変更は、原則として開催日より 3 日以上前に行う。

(臨時会)

- 第 17 条 1 臨時会は、原則として全会員によって構成する。
2 臨時会を構成する会員は、臨時会に出席する代表者 1 名を選出しなければならない。
3 前項の代表者は、1 名につき 2 以上の会員の代表者となることができる。ただし、議決権の個数を定める議事においても、その個数は 1 名につき議事ごとに定める個数を超えることはできない。

- 4 前項の規定に拘わらず、会員の身分または本団体の秩序に係わる議事において、その議事の当事者となる会員の代表者は、他の会員の代表者を兼ねることはできない。

(臨時会の審議)

- 第18条 臨時会では、次の各号に定める事項を審議し議決する。
(イ) 次回の定例会の開催よりも先に議決を要すると認められる事項
(ロ) 第13条各号に定めのない事項

(臨時会の開催)

- 第19条 臨時会は、会員からの申請により開催する。

(臨時会の招集)

- 第20条 臨時会において審議すべき議題を思付いた会員は、他の会員にこれを周知し臨時会を招集することができる。
2 1の臨時会において2以上の議題を審議することができる。

(議決)

- 第21条 会議の議事は、出席者全員の気分を尊重し座長が決する。
2 投票により議決をする場合は、座長は出席者に議決権を配布することができる。

(議事録)

- 第22条 会議の開催時には、次の各号に定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(イ) 日時及び場所
(ロ) 議題(必要に応じて提案の経緯を含む。)
(ハ) 議決事項(必要に応じて審議の経緯を含む。)

第4章 委員会

(委員会の設置)

- 第22条 第3条の活動に必要と認められる場合は、委員会を設置する。
2 委員会の活動内容及びその構成は会議により委員会ごとに定める。

(他団体に跨る委員会)

- 第23条 第2条の目的及び第3条の活動に拘わらず、委員会は本団体以外の団体を構成員とすることができる。
2 第2条の目的及び第3条の活動に拘わらず、本団体と本団体以外の団体が連携する活動のために委員会を設置することができる。

(委員会の廃止)

- 第24条 委員会の設置時に定められた活動内容を達成したと認められる場合は、委員会を廃止する。

(委員会の権限)

- 第25条 委員会は、第9条に定める会議によらずに活動を行うことができる。
2 前項の規定は、委員会の構成員とならない会員が当事者となる事項及び本団体の運営又は秩序の維持に係わる事項には適用しない。

第5章 創作活動

(団体の名称)

- 第26条 会員の創作物には、制作者として本団体の名称を使用することができる。

- (目録)
- 第27条 会員の創作物であって、前条により本団体の名称を用いたものは、別に定める方法により目録を作成し管理する。
- 2 目録には、次の各号に定める事項を記載する。
- (イ) 名称
 - (ロ) 制作に係わった会員
 - (ハ) 発行日
 - (ニ) その他創作物の管理に必要だと認められる事項

第6章 会計

- (会費)
- 第28条 本団体は、会費を設定しない。

- (経費)
- 第29条 経費は、会員相互の同意に基づき、都度充当する。
- 2 委員会の活動における経費及び剰余金は、委員会の構成員相互の同意に基づき扱う。

第7章 補遺

- 第30条 この会則は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 前項の施行をもって第12期を開始する。